

○福岡県警察における警察情報管理システム運営に関する訓令

平成23年6月30日

福岡県警察本部訓令第10号

福岡県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

福岡県警察における警察情報管理システム運営に関する訓令

福岡県警察情報管理システム運営規程（平成2年福岡県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 体制（第4条—第7条）

第3章 警察情報管理システムの設計（第8条）

第4章 警察情報管理システムの運用及び維持管理（第9条）

第5章 雑則（第10条—第12条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福岡県警察における警察情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象業務 警察情報管理システムを利用して行う情報の利用及び管理に係る業務をいう。
- (2) 警察情報管理システム 福岡県警察情報管理システム及び警察庁情報管理システムをいう。
- (3) 福岡県警察情報管理システム 警察業務の効率化又は高度化を図るために福岡県警察が設置する情報システムをいう。
- (4) 警察庁情報管理システム 警察庁が設置する情報システム及びこれと端末接続をす

るため福岡県警察が設置する端末装置であって、次に掲げる電子行政文書を広域的に作成し、又は利用するためのものをいう。

ア 個人情報ファイルに該当する電子行政文書

イ アに掲げるもののほか、電子行政文書の文書管理者及び別に定める警察庁システム総括責任者が協議して特に管理することが必要と認める電子行政文書

- (5) 電磁的記録 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）で作られた記録をいう。
- (6) 電子行政文書 警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。
- (7) 個人情報ファイル 警察庁における個人情報等の管理に関する訓令（平成17年警察庁訓令第2号）第2条第3号に規定する個人情報ファイルをいう。
- (8) 文書管理者 警察庁における行政文書の管理に関する訓令第7条第1項に規定する文書管理者をいう。
- (9) 端末接続 福岡県警察が設置する端末装置と、警察庁が設置するサーバ又はメインフレームとを接続することをいう。
- (10) 所属 福岡県警察本部（以下「本部」という。）の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (11) 所属長 所属の長をいう。

（基本理念）

第3条 警察情報管理システムの運営に当たっては、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 関係のある警察各部門相互の協力の下、警察情報管理システムの利用実態を適切に把握すること。
- (2) 事務能率を増進し、警察業務の効率化及び高度化を実現するため、警察各部門の業務について警察情報管理システムの活用を図るとともに、当該警察情報管理システムの有効性の向上に努めること。
- (3) 警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、対象業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報管理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を

適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報管理システムの安全性を確保すること。

## 第2章 体制

(システム総括責任者)

第4条 本部に、システム総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 システム総括責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 警察情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。
- (2) 警察情報管理システム（警察庁情報管理システムにあつては、福岡県警察が設置する端末装置に限る。第6条及び第9条において同じ。）の設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

(システム総括副責任者)

第5条 本部に、システム総括副責任者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。

2 システム総括副責任者は、システム総括責任者を補佐する。

(システム管理者)

第6条 本部に、システム管理者を置き、警察情報管理システムの整備を担当する所属長をもって充てる。

2 システム管理者は、所管する警察情報管理システムの設計及び維持管理に関する事務を行う。

(対象業務管理者)

第7条 本部に、対象業務管理者を置き、対象業務を主管する所属長をもって充てる。

2 対象業務管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る必要な機能の検討に関すること。
- (2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

## 第3章 警察情報管理システムの設計

(警察情報管理システムの設計の基本原則)

第8条 警察情報管理システムの設計に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報の処理の正確性及び適時性の確保
- (2) 障害時の復旧対策、アクセスの統制その他によるシステムの安全性の確保
- (3) 関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保

#### 第4章 警察情報管理システムの運用及び維持管理

(運用及び維持管理に係る留意事項)

第9条 システム総括責任者は、警察情報管理システムの運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察情報管理システムの適正な利用の確保
- (2) 警察情報管理システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
- (3) 附帯する電源設備等を含めた警察情報管理システムの適切な維持管理
- (4) 事故発生時に執るべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知

#### 第5章 雑則

(教養)

第10条 システム総括責任者等は、職員（福岡県警察の職員をいう。）に対して、警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

(監査)

第11条 システム総括責任者は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、監査を行うものとする。

2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(運用細目)

第12条 この訓令に定めるもののほか、警察情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関し必要な細目的事項は、別に定める。